

令和7年第7回桶川市農業委員会総会 議事録

令和7年7月24日(木) 午後2時

場所：桶川市役所3階 会議室304

【出席委員】 農業委員	1 青木孝一、2 新井淳一、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 植野成美、6 小峯健治、7 渋谷安弘、8 白根菊枝、9 砂川富夫、10 原島貞夫
農地利用 最適化推進委員	1 秋山重樹、2 坂巻達也、3 須田眞通、4 住谷行雄、5 竹内行雄、6 野本明男、7 早川隆、8 本木悟
【欠席委員】	11 渡邊富二
【傍聴人】	なし
事務局長	<p>只今より、令和7年第7回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員11名のうち10名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>それでは、次第の1「開会」を、青木委員にお願いします。</p>
青木委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p>
議長	<p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>7番の渋谷委員と、8番の白根委員にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、次第の4「議事」に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	今月の農地法第3条の許可申請は、2件です。

	<p>農地法第3条の許可申請ですので、農地を農地のまま権利の設定や移転を行うものになります。</p> <p>農地法第3条の規定による許可を受けるには、次の4つの要件を全て満たすことが必要になります。</p> <p>1つ目が、全部効率要件です。</p> <p>申請者が所有または借り受けている農地の全てを効率的に耕作している必要があります。</p> <p>2つ目が、農作業常時従事要件です。</p> <p>申請者または世帯員が農作業に常時従事している必要があります、原則、年間で150日以上農作業に従事している必要があります。</p> <p>3つ目が、地域との調和要件です。</p> <p>申請地周辺の農地利用に影響を与えないことが必要です。</p> <p>4つ目は、法人の場合に適用されるものですので、今月の案件には関係ございません。</p> <p>それでは、第1号件について説明させていただきます。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>所有権の移転をする案件となっており、原因事項は、売買となっております。</p> <p>譲渡人については、農業をやっておらず、農地の管理が難しいことから、今回の申請に至っております。</p> <p>譲受人は、世帯で407㎡の農地を耕作しております。</p> <p>事務局で確認したところ、所有する農地について、適正に管理しておりますので、全部効率要件を満たしていると考えております。この所有する農地は自宅の隣にある土地となっております。また、今回購入予定の農地については、592㎡であり、かつ自宅の南側となっておりますので、耕作は十分に可能と考えております。</p> <p>また、譲受人は世帯で年間300日以上農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件も満たしていると考えられます。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渋谷委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。</p> <p>7月15日に現地調査を行いました。申請地は概ね管理されており、大きな問題はございませんでした。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	
渋谷委員	

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第1号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号件について説明させていただきます。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>所有権の移転をする案件となっており、原因事項は、売買となっています。譲受人は、世帯で13,544㎡の農地を耕作しております。</p> <p>事務局で確認したところ、所有する農地について、概ね適正に管理しており、機械の所有状況などからも全部効率要件を満たしていると考えております。</p> <p>また、譲受人は年間300日以上農作業に従事しているとのことです。農作業常時従事要件も満たしていると考えられます。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渋谷委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。</p>
渋谷委員	<p>7月15日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、大きな問題はございませんでした。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第2号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>

議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案について説明させていただきます。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>転用目的は駐車場（自己業務用）で、申請地は、当初から農用地区域外（白地）となっております。農地区分については、10ha以上の連坦性がなく、第3種農地にも該当しないことから、第2種農地と考えております。譲受人は、桶川市の加納で事業所を営んでおります。この事業所は市街化区域である工業団地に隣接しておりますが、工業団地側には空きがなく、駐車場が確保できない状況です。なお、事業所自体は、市街化調整区域の農用地区域内にあることから、農業上の影響が少ない農用地区域外を選定しております。そのため、事業所から1キロ離れた場所を選定しています。</p> <p>今回の転用行為に伴い、新たな建築行為はないため都市計画法に基づく開発許可等は不要となりますが、中川・綾瀬川流域のエリアに該当しておりますので、雨水浸透阻害行為許可申請が必要となっております。こちらの制度は令和7年7月1日にはじまっています。そのため、面積に応じた雨水対策が必要となっております。</p> <p>転用に至った経緯、面積の必要性の検討の詳細については、理由書と土地利用計画図をご覧くださいと思います。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渋谷委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渋谷委員	<p>7月15日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は全て適正に管理されており、特段問題はございませんでした。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案についてですが、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第2号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>

委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第3号議案「農用地利用集積等促進計画（案）について」事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、第3号議案について説明させていただきます。</p> <p>出し手と受け手の間に農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が入る貸し借りとなります。まず1件目ですが、3筆、2336㎡となっております。こちらは賃貸借権の設定で、期間は10年間となっております。こちらの借受人は基盤強化法に基づく農地の貸し借りをこれまでも行っており、その農地も適正に管理していることから、耕作するうえでも問題はないと考えられます。</p> <p>次に、2件目ですが、5筆、5683㎡となっております。こちらは賃貸借権の設定で、期間は10年間となっております。こちらの借受人は基盤強化法に基づく農地の貸し借りをこれまでも行っており、その農地も適正に管理していることから、耕作するうえでも問題はないと考えられます。</p> <p>最後に、3件目ですが、1筆、890㎡となっております。こちらは使用貸借権の設定で、期間は5年間となっております。こちらの借受人は認定農業者であり、その経営農地も適正に管理していることから、耕作するうえでも問題はないと考えられます。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渋谷委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渋谷委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>7月15日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第3号議案についてですが、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第3号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>

委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第4号議案「桶川市農業振興地域整備計画の変更について」事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、「桶川市農業振興地域整備計画の変更資料」をご用意ください。</p> <p>1 ページ目に除外申出一覧がございます。令和7年5月に受け付けた農用地区域の除外申出は、資材置場が1件、駐車場兼資材置場が1件、トラック待機所・駐車場が1件、駐車場・道路後退用地が1件、自己用住宅敷地が3件、従業員駐車場が1件の計8件となっております。</p> <p>まず、1140号件について説明させていただきます。 申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外申出理由は資材置場で、除外後の農地区分は第2種農地と考えております。第2種農地の場合、周辺の他の土地では、転用目的が達成できないなどの理由がある場合や第1種農地の不許可の例外に該当する場合は、立地基準を満たすことが可能となっております。今回の転用目的は、資材置場となっておりますので、周辺の他の土地では、転用目的が達成できないなどの理由がある場合に農地法上の農地転用許可の見込みがある案件となります。</p> <p>事業面積は11336㎡で、となっており、隣接する農地等はない状況です。こちらの法人は、鴻巣市に本店があり、もともと不動産事業・開発事業を営んできましたが、新規で建築資材の販売事業を行いたいため、除外申出に至っています。上尾道路沿線に位置しており、北本市・鴻巣市・さいたま市へのアクセスが良く、桶川・北本 IC も近く、鶴ヶ島市や茨城県なども販路に含められることから、申請地を選定しています。また、大規模な資材置場なため、近隣住民への影響が少ない、市街化調整区域を選定しています。上尾道路沿線は、ほとんどが農業振興地域・農用地区域になっており、その中から農地の広がり限定的な農地を選定しております。除外申出に至った理由、代替地の検討結果、面積の必要性に関する詳細については、理由書等をご一読いただければと思います。理由書の内容、申出地に認定農業者がおらず、水路等もないことから、除外をするための各要件については問題がないと考えられます。農地転用許可上の、周辺の他の土地では、転用目的が達成できないなどの</p>

	理由についても、おおむね説明はできていると事務局では考えております。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渋谷委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
渋谷委員	7月15日に現地調査を行いました。 申出地は雑草が繁茂している状況でした。農地転用許可申請時には、除草作業が必要と思われます。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第1140号件について何か質問等ありますか。
最適化推進委員	朝や夜にも作業が予定されているようだが、近隣住民からの騒音が心配である。何か対策を依頼できないか。
事務局	早朝や深夜の作業は控えるよう要望します。
最適化推進委員	雨水対策などは予定されているのか。
事務局	今回の計画において、建築行為がないため、都市計画法上の開発行為には該当しません。そのため、設計者判断による雨水対策となります。
議長	無いようですので、お諮りします。 第1140号件について、ご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第1141号件について事務局から説明をお願いします。
事務局	第1141号件について説明させていただきます。 申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。 除外申出理由は駐車場・資材置場で、除外後の農地区分は第3種農地と考えております。第3種農地の場合、面積の必要性等が認められれば、原則許可することになっております。

	<p>こちらの法人は、桶川市内に本店がありますが、上尾市に支店を設置し、建設業、電気設備業、土木工事業を営んでおります。現在、上尾市の支店周辺で、駐車場や資材置場を賃借することで事業を営んでおりますが、立ち退きを求められていることから、今回の申出地に拠点を移す計画となっております。また、申出地の北側に宅地部分がありますが、一部が資材置場として使用が始まっている状況です。そのため、敷地拡張の側面が強く、業務効率上も隣接地である必要性はあると考えられます。また、面積の必要性については、上尾市にあった事業敷地面積と同程度であることから、規模は妥当と考えられます。</p> <p>除外申出に至った理由、代替地の検討結果の詳細については、理由書等をご一読いただければと思います。理由書の内容、申出地に認定農業者がおらず、水路等もないことから、除外をするための各要件については問題がないと考えられます。なお、雨水浸透阻害行為許可申請は不要である旨を、桶川市道路河川課に確認済みです。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渋谷委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渋谷委員	<p>7月15日に現地調査を行いました。</p> <p>申出地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1141号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1141号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第1142号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第1142号件について説明させていただきます。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p>

	<p>除外申出理由はトラック待機所・駐車場で、除外後の農地区分は第2種農地と考えております。第2種農地の場合、周辺の他の土地では、転用目的が達成できないなどの理由がある場合や第1種農地の不許可の例外に該当する場合は、立地基準を満たすことが可能となっております。</p> <p>今回の転用目的は、トラック待機所・駐車場となっておりますので、周辺の他の土地では、転用目的が達成できないなどの理由がある場合に農地法上の農地転用許可の見込みがある案件となります。</p> <p>こちらの法人は、申出地の近隣地で倉庫業を営んでおります。その中で、トラックの待機場が不足していること及び従業員駐車場を整備するために申出に至っています。既存の従業員駐車場は、現在賃借で近隣地に借りていますが、福利厚生的一面から、自社所有で整備したいとのことです。今回計画している駐車場の台数は20台分となっております。除外申出に至った理由、代替地の検討結果の詳細については、理由書等をご一読いただければと思います。理由書の内容、申出地に認定農業者がおらず、水路等もないことから、除外をするための各要件については問題がないと考えられます。なお、雨水浸透阻害行為許可申請は不要である旨を、桶川市道路河川課に確認済みです。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渋谷委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渋谷委員	<p>7月15日に現地調査を行いました。</p> <p>申出地はおおむね適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1142号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1142号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第1143号件について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>第 1143 号件について説明させていただきます。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外申出理由は駐車場・道路後退用地で、除外後の農地区分は第 2 種農地と考えております。第 2 種農地の場合、周辺の他の土地では、転用目的が達成できないなどの理由がある場合は立地基準を満たすことが可能となっております。今回の申出は、駐車場・道路後退用地ではありますが、道路を挟んだ西側に申出人の自動車修理工場があります。そのため、業務効率上、市街化区域や農用地区域外では目的を達成することが困難なことから、立地基準は満たしていると考えられます。</p> <p>建築行為は予定されておらず、隣地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。</p> <p>除外申出に至った理由、代替地の検討結果の詳細については、理由書等をご一読いただければと思います。理由書の内容、申出地に認定農業者がおらず、水路等もないことから、除外をするための各要件については問題がないと考えられます。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渋谷委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渋谷委員	<p>7 月 15 日に現地調査を行いました。</p> <p>申出地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第 1143 号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第 1143 号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第 1144 号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第 1144 件について説明させていただきます。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおり</p>

	<p>です。</p> <p>除外申出理由は自己用住宅敷地で、除外後の農地区分は第1種農地と考えております。第1種農地の場合、第1種農地の不許可の例外に該当する場合は、立地基準を満たすことが可能となっております。自己用住宅敷地は、第1種農地の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、農地転用許可の見込みがある案件となります。なお、除外申出者の親族は同じ川田谷地内に住んでいる状況です。建築面積は67.03㎡で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面道路側溝へ放流する計画となっております。被害防除策については、コンクリートブロックによる被害防除策を計画しております。除外申出に至った理由、代替地の検討結果の詳細については、理由書等をご一読いただければと思います。理由書の内容、申出地とその隣接地に認定農業者がおらず、水路等もないことから、除外をするための各要件については問題がないと考えられます。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渋谷委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渋谷委員	<p>7月15日に現地調査を行いました。</p> <p>申出地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1144号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1144号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第1145号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第1145件について説明させていただきます。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおり</p>

	<p>です。</p> <p>除外申出理由は従業員駐車場（敷地拡張）で、除外後の農地区分は第1種農地と考えております。第1種農地は原則不許可となっておりますが、こちらの案件は、第1種農地の不許可の例外にある「既存の敷地の拡張（既存の敷地の2分の1を超えないものに限る）」に該当することから、農地法上の立地基準を満たすことができる案件となります。</p> <p>建築行為は予定されておらず、隣地との境界には、被害防除として西側の水路境界線にコンクリートブロックを新設する計画です。</p> <p>隣接地において、令和7年5月に農地法の許可を取得しています。そのため、最終的には隣接地の駐車場との一体的な利用形態となります。期間を空けずに、すぐに除外申出に至った理由ですが、既存の工場敷地内に倉庫を増築することにより、従業員駐車場敷地が減ることから、令和7年5月に農地転用許可を取得していましたが、工場敷地内にトラックの待機所が必要になったことから、さらに従業員駐車場敷地が減ることになりました。そのため、新たに従業員駐車場が必要な状況となっております。除外申出に至った理由、代替地の検討結果の詳細については、理由書等をご一読いただければと思います。申出地は、認定農業者が所有していますが、今回の転用事業に同意済みとなっております。区域の西側に用悪水路敷がありますが、実体はなく、水路境界線にはコンクリートブロックを設置するため、支障はないと考えられます。このことから、除外をするための各要件については問題がないと考えられます。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渋谷委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渋谷委員	<p>7月15日に現地調査を行いました。</p> <p>申出地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1145号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1145号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>

議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第 1146 号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第 1146 件について説明させていただきます。 申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。 除外申出理由は自己用住宅敷地で、除外後の農地区分は第 2 種農地と考えております。第 2 種農地の場合、周辺の他の土地では、転用目的が達成できないなどの理由がある場合や第 1 種農地の不許可の例外に該当する場合は、立地基準を満たすことが可能となっております。自己用住宅敷地は、第 1 種農地の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、農地転用許可の見込みがある案件となります。なお、除外申出者の親族は申請地の近隣地に居住している状況です。建築面積は 114.27 m²で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面道路内にある私設雑排水管へ放流する計画となっております。被害防除策については、西側にコンクリートブロックによる被害防除策を計画しております。除外申出に至った理由、代替地の検討結果の詳細については、理由書等をご一読いただければと思います。理由書の内容、申出地とその隣接地に認定農業者がおらず、水路等もないことから、除外をするための各要件については問題がないと考えられます。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渋谷委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渋谷委員	<p>7 月 15 日に現地調査を行いました。 申出地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第 1146 号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。 第 1146 号件について、ご異議ございませんか。</p>

委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第 1147 号件について事務局から説明をお願いします。
事務局	第 1147 件について説明させていただきます。 申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。 除外申出理由は自己用住宅敷地で、除外後の農地区分は第 1 種農地と考えております。第 1 種農地の場合、第 1 種農地の不許可の例外に該当する場合は、立地基準を満たすことが可能となっております。自己用住宅敷地は、第 1 種農地の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、農地転用許可の見込みがある案件となります。なお除外申出者の親族は申出地の近隣地に住んでいる状況です。建築面積は 67.03 m ² で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面道路側溝へ放流する計画となっております。被害防除策については、コンクリートブロックによる被害防除策を計画しております。除外申出に至った理由、代替地の検討結果の詳細については、理由書等をご一読いただければと思います。申出地とその隣接地の耕作者は認定農業者となっております。代理人によると、認定農業者に拡大意向はないとのことでした。事務局でも聞き取り調査をしましたが、拡大意向がないことを確認しました。周辺に水路等もないことから、除外をするための各要件については問題がないと考えられます。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渋谷委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
渋谷委員	7月15日に現地調査を行いました。 申出地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第 1147 号件について何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りします。

	第 1147 号件について、ご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、次第の 5「報告事項」を事務局からお願いします。
事務局	それでは、第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。 農地法第 5 条の届出が 6 件となっております。転用目的は、住宅敷地が 5 件、共同住宅敷地が 1 件となっております。なお、令和 7 年 7 月 11 日までに行われた専決処分となっております。事務局からの報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 続きまして、次第 6「その他事項」を事務局からお願いします。
事務局	農業委員会の日程についてお知らせいたします。 次回の現地調査は、令和 7 年 8 月 18 日（月）の午前 9 時から、第 1 班が行いますので、市役所 3 階の会議室 304 にお集まりください。 また、次回の農業委員会総会は、令和 7 年 8 月 26 日（火）の午後 2 時から、市役所 3 階の会議室 304 で行いますので、よろしくお願ひいたします。事務局からは以上です。
議長	他に事務局や委員の皆様から何かございますか。
議長	無いようでしたら、これもちまして私の職責は以上でございます。 慎重審議ありがとうございました。 事務局長にお返しします。
事務局長	会長ありがとうございました。 それでは、青木委員に閉会をお願いいたします。
青木委員	(閉会宣言) 閉会時間 午後 3 時 37 分